**相続税非課税対象法人の証明書　申請チェックリスト　兼　宣誓書**

　学校法人への相続（遺贈）財産の寄附に係る税務上の優遇措置は、学校法人への寄附が、学校教育という極めて公共性の高い事業にあてられることに鑑みてのものです。各学校法人におかれては、この趣旨をご理解の上、次のチェックリスト及び「学校法人の届出・申請の手引(文部科学省HP)」に記載の留意点を参考にしていただき、申請に誤りのないよう十分にご留意頂くよう御願い致します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | はい | いいえ |
| １　全般 |  |  |
| 1. 以下の条件を満たさない専修学校（課程、コース）を設置している。又は、各種学校を設置している。

　・専修学校について1. 専修学校のうち高等課程で修業期間を通ずる（卒業に要する）授業時間が2000時間以上であるもの（１の課程に他の課程が継続する場合は課程の修業期間の通算が可能）
2. 専修学校のうち専門課程で修業期間を通ずる（卒業に要する）授業時間が1700時間以上であるもの。

※各種学校については、全てこの制度の対象外です。 |[ ] [ ]
| １①の回答が「はい」の場合、条件を満たさない専修学校（課程、コース）、及び全ての各種学校の名称を記載してください。※条件を満たさない専修学校、及び各種学校を設置している場合、「専修学校・各種学校確認シート」（様式30）、及び設置する全学校の、学年ごとの学生・生徒等の定員数及び在籍者数が分かる書類の添付が必要です（詳細は、「学校法人の届出・申請の手引」参照。）。 |[ ] [ ]
| 1. 直近１年以内に相続税非課税対象法人の証明書又は特定公益増進法人の証明書の申請を行ったことがある。
 |[ ] [ ]
| ２　贈与財産の使用目的 |  |  |
| 1. 贈与から２年以内に当該財産を教育研究の用に供することが可能である。

※「贈与（寄附）財産の概要」に、いつ、どのように使用するかを明記してください。贈与から2年以内に当該財産を教育研究の用に供することが可能であることが求められますので、可能である旨も併せて記載してください。 |[ ] [ ]
| 1. １①の条件を満たさない専修学校（課程、コース）、及び各種学校の施設整備や経費に充当しない。

※１①の条件を満たさない専修学校（課程、コース）及び全ての各種学校はこの制度の対象外となります。対象外となる学校、課程、コースを設置している場合は、当該学校、課程、コースが申請対象財産の使用対象外となることを「贈与（寄附）財産の概要」（様式29）に明記してください。 |[ ] [ ]
| ３　学校法人と寄附者の関係 |  |  |
| 1. 寄附者等が学校法人から特別の利益の供与を受けるものでない。

※「贈与（寄附）財産の概要」に寄附者及び故人と学校法人との間の関係、経緯について記載してください。寄附者が学校法人の理事、評議員、職員等関係者であるか否かについても明記してください。学校法人と特別な関係が想起される場合は、その有無についての説明資料を求める場合があります。また、当該寄附によって寄附者が学校法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を付与されないことも明記してください。（学校法人から特別の利益を受けた場合には、当該承認が取り消されることがありますので、御留意願います。） |[ ] [ ]
| ４　添付書類 |  |  |
| 1. 寄附行為は申請時点で最新のものを添付した。
 |[ ] [ ]

**宣誓書**

租税特別措置法施行令第40条の３第１号の３，第３号又は第４号に掲げる法人であることの証明について、法人内の手続きに則り、適正な意思決定手続を経て申請していること、及び上記にチェックを入れた内容について、申請内容と相違ないことを宣誓します。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 法人の主たる事務所の所在地 |  |
| 法人の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 設置する学校（専修学校及び各種学校を含む。）の名称 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※証明書に記載しますので、法人の所在地、名称、代表者名、及び設置する学校の名称は、寄附行為の通り正確にご記入ください。